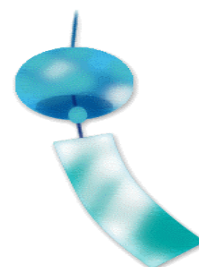


道仏土地区画整理事業の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、去る6月29日（土）に総代会が行われ、平成24年度収支決算が決まりましたので、その概要をご報告いたします。

本年度はメイン通りとなる都市計画道路の宮代通り線が今年5月に一部の区間（町道第12号線～みずほの橋～県道春日部久喜線間）が供用開始され、12月には全区間が開通する予定です。

皆様におかれましては引き続き事業へのご理解とご協力をお願いします。



総代会報告

1. 平成24年度決算

収入

合計：1,103,854千円

(単位：千円)

支出

合計 667,238千円

(単位：千円)

款	金額	備考
補助金	15,600	住宅市街地基盤整備事業 住宅市街地基盤整備事業 (繰越明許)
	338,810	まちづくり交付金 まちづくり交付金(繰越明許)
保留地処分金	39,848	
諸収入	1,123	預金利子等
繰越金	708,473	前年度繰越金
合計	1,103,854	

款	金額	備考
事務費	2,339	労働保険代、パート賃金、費用弁償、事務用品、郵送料、電話料等、土地区画整理事業賠償責任保険等
	61,713	基盤整備技術支援等業務委託 下水道整備負担金等
事業費	491,609	宮代通り線新設工事 区画街路築造工事 街区造成工事
	55,386	建物移転・工作物補償等
	56,191	基盤整備技術支援業務委託 埋蔵文化財調査業務等
予備費	0	
合計	667,238	

*繰越金 収入から支出を差し引いた額 **436,616千円**が平成25年度に繰越されました。

(1) 平成24年度の下記の事業が繰越されました。

ア. 幹線街路築造工事	1件	6,559,000円
イ. 区画街路築造工事	5件	64,001,500円
ウ. 特殊街路築造工事	2件	1,859,500円
エ. 上水道整備負担金		25,000,000円
オ. その他工事	2件	5,600,000円
カ. 建物等移転費		25,100,000円
合計		128,120,000円

(2) 主な事業概要

① 築造工事

ア. 幹線道路（都市計画道路宮代通り線）築造工事

- ・道路築造工事を実施しました。 289.8m
- ・道路築造工事に着手しました。 298.5m

イ. 区画道路の舗装工事を実施しました。 1858.1m

ウ. 区画道路の築造工事を実施しました。 2315.4m

エ. 東武鉄道境の工事用防護柵撤去を430m、及び工事による軌道への影響を調べるため軌道計測を実施しました。

オ. 特殊街路築造工事 歩行者専用道路の工事を154.3m実施しました

カ. 公園緑地築造工事 調整池から発生した粘性土を21,600m³処分しました。

② 移転移設

ア. 物件移転 移転補償(8件)

イ. 電柱移設 (16件)

③ 上水道整備

区画道路築造工事に併せて、町水道事業者を上水道工事を委託しました。

④ 整地工事

ア. プレロード造成工事

地盤を安定させるため載荷盛土を行いました。(4,401m²)

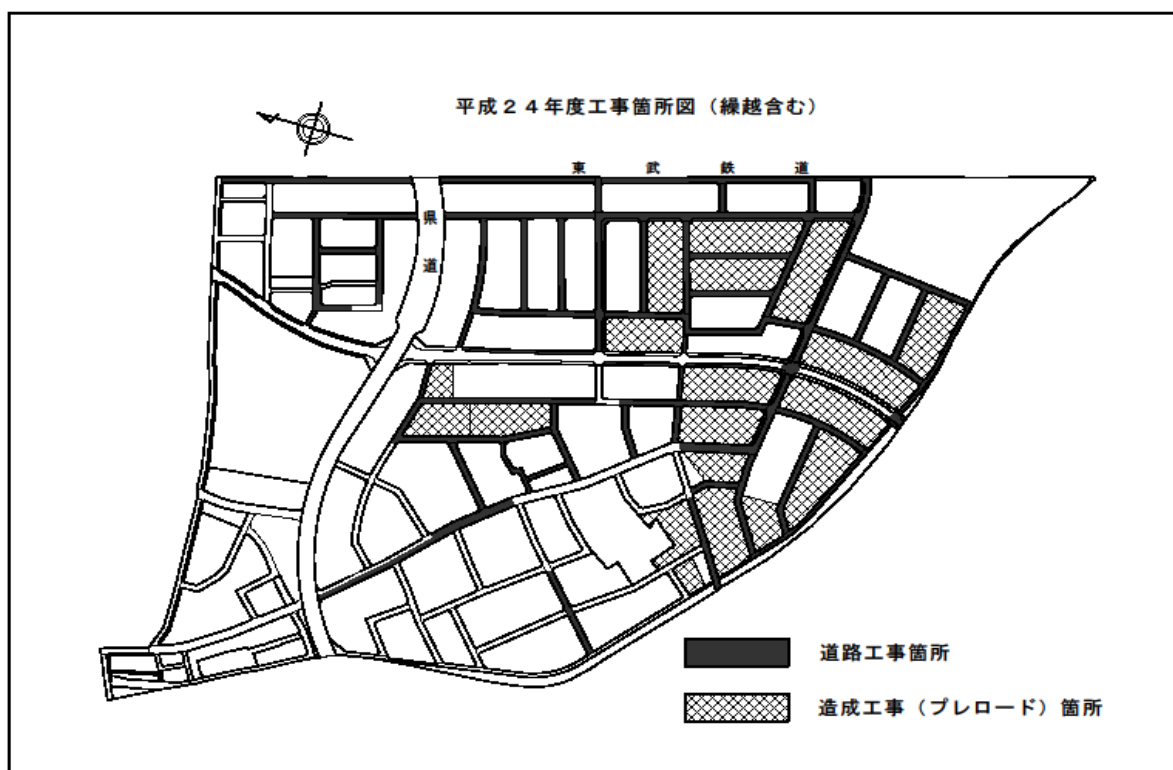
イ. 造成工事

プレロードに使用した土の撤去造成工事を実施しました。(78,300m³)

⑤ 雑工事

鉄道境界フェンス設置工事

東武鉄道との区域境にフェンスを408.4m設置しました。



2. 平成25年度収支補正予算

収 入

(単位：千円)

款	補正前 の額	補正額	計
補助金	40,000	0	40,000
保留地処分金	233,272	0	233,272
諸収入	501	0	501
繰越金	652,958	19,213	672,171
合 計	926,731	19,213	945,944

支 出

(単位：千円)

款	補正前 の額	補正額	計
事務費	87,717	0	87,717
工事費	227,873	0	227,873
補償費	277,600	0	277,600
調査設計費	55,588	0	55,588
予備費	277,953	19,213	297,166
繰越金	0	0	0
合 計	926,731	19,213	945,944

【今回の補正内容】

収入・支出

平成24年度決算による繰越金が確定したことにより、収入、支出とも19,213千円増額しました。

※平成24年度決算による繰越金は436,616千円ですが、平成25年度収支補正予算の収入における繰越金が実質収支額672,171千円となっており、決算とは同額ではありません。

これは決算による繰越金436,616千円の中に、繰越明許費△235,555千円が含まれているためです。

実質収支額672,171千円＝決算繰越金436,616千円－（繰越明許費△235,555千円）

お 知 ら せ

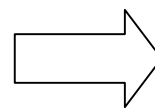
1. 電柱等の設置について

区画整理地内においては通行の安全、災害に強いまちづくりをめざし、原則として、道路上（歩道含む）に電柱は設置せず、宅地内に設置することとなりました。設置場所に該当した場合は、電線管理者（東京電力㈱、日本電信電話㈱）が直接皆様のところへ、ご相談にお伺いする場合がございます。その際は、ご理解、ご協力をお願いします。

2. 所有権及び所有権以外の権利ならびに建築物等の権利変動があった場合

区画整理事業中は、常に土地や建物の権利の状況を確認しておく必要があります。権利変動が生じたときは組合に権利変動届を提出ください。

こんなときは・・・① 土地の売買による名義変更
② 土地の貸し借り
③ 相続による名義変更
があった時は、



組合に
お届けを

※届出がないと組合員の方に対し、ご迷惑をおかけしたり、組合事務に支障をきたします
ので、必ず届け出てください。詳しくは組合事務所にお尋ねください。

3. 建築をする場合

区画整理地内において、建物や工作物を新築・改築・増築する場合には、土地区画整理法第7条の許可が必要です。

その際には組合の同意が必要となります。事前にご相談ください。

※権利変動があった場合や、建築をする場合の様式については

宮代町道仏土地区画整理組合ホームページ (<http://miyashirodoubutu.info/>)の各種届出様式からダウンロードできます。

4. 住宅建築外構ガイドラインについて

組合では区画整理事業内の良好な住環境を整備するために宮代町道仏地区住宅建築外構ガイドラインという統一ルールを設けました。

この住宅建築外構ガイドラインを設定することにより、良質な住宅街の形成が期待されることから、区画整理事業内で建築される住宅については新たな付加価値を生み出すことが可能になります。

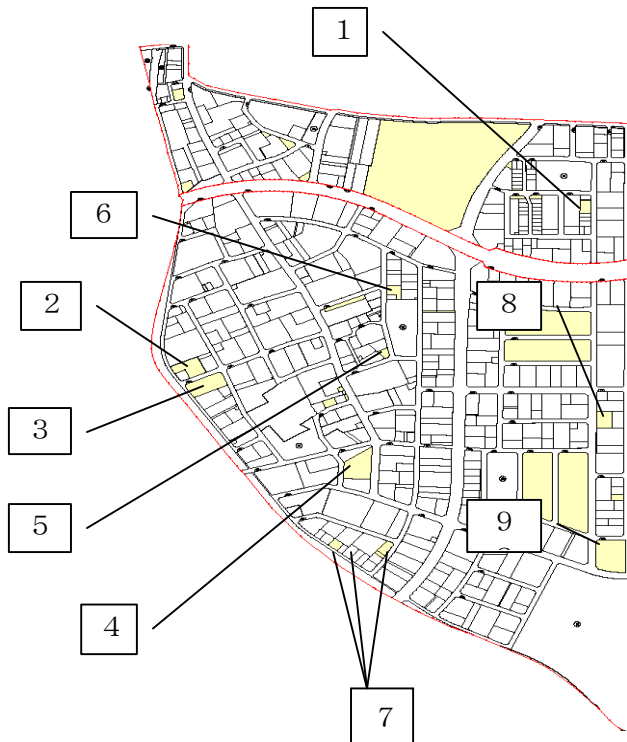
住宅建築外構ガイドラインの概略は以下の通りです

- ① 建築に関する事（壁面位置の後退、建築物の高さの制限、建築物の外壁及び屋根の色彩等）
- ② 緑化に関する事（緑被率 25%以上、高木2本以上の植栽等）
- ③ 外構に関する事（かき又は柵は道路から0.5mの後退、透視可能なフェンスは宅地地盤面より1.0m以下の制限、ストリート花壇等の推奨、駐車場舗装の透水性等）

※詳細については、組合ホームページまたは、土地区画整理組合事務所までお問い合わせください。

5. 平成25年度保留地販売について

一般保留地の公売を8月から開始します。要領、詳細等につきましては、組合HPにてお知らせします。保留地売却金は今後の区画整理事業の整備資金として活用されます。



販売予定保留地	
① 18	街区 4-2画地
② 26	街区 7-1、7-3画地
③ 30	街区 1-1、1-2、1-3画地
④ 36	街区 2-1、2-3、2-4画地 2-5、2-6、2-7画地
⑤ 43-2	街区 4画地
⑥ 44	街区 8画地
⑦ 51	街区 5、9、13画地
⑧ 71	街区 9-1、9-2画地
⑨ 73	街区 1、2、3、5画地 6、7、8画地

〒345-0811

宮代町字道佛415番地1

担当 道仏土地区画整理組合 庶務部

TEL 0480-36-1610